

厭之、但薪多價賤而有利也、

〔經濟要錄五〕材木第十五

薪炭ハ材木ニ算ヘザル者ナレドモ、木ヲ植ベキ最モ專要ナルガ故ニ、合シテ茲ニ此ヲ論ズ、櫟木ト孛落樹トハ、俗ニ堅木ト稱シテ薪ノ上品ナリ、炭ヲ燒ニモ、此二木ハ上炭ヲ製スルニ用ユ、其他檨檜樅櫻檜等ノ雜木モ薪ト爲スコトナレドモ、櫟木孛落樹ノ如ク、燃炎ルコト能ハズシテ、火勢ノ弱キ者ナリ、

〔守貞漫稿六〕ハツリ賣

江戸ニテ木端賣、コツパウリト訓ズ、京坂ニハ、ハツリト云、木端ハツリトモニ、材木ノ斧屑ヲ云、乃チ薪ニ用フ、硫板ト薪トノ火ノ媒也、俗ニ焚付ケト云、因ニ云、京坂ニテハ石ノ刻ミ屑ヲコツバト云ハ非也、コツバハ木ノ端ノ訛也、三都トモニ箕等ヲ以テ擔ヒ賣巡ル、

〔禁秘御抄上〕下侍

三間 有炭櫃四面敷疊號侍臣亂遊所也、如折松於此所也、

〔辨内侍日記〕十一月四年〇寛元十四日の夜、雪いと面白く、みちたえてつもりにけり、中曉がたことにさえたりければ、うへのをのことも、殿上のおりまつめしけれども、つきたるよし申ければ、ひろ御所のきたむきにて、かれたる萩の枝など、おり松にせられけるとき、しいとやさしくて、辨内侍、

霜かれのふるえの萩のおり松はもえ出る春の爲とこそみれ

〔雍州府志土六〕硫黄〇中 又民家點松木之有油者、是謂肥松。

〔毛吹草三〕隱岐 灯松

〔元祿五年〕萬買物調方記、諸工商人所付 いろは分